

裁 判 所	熊本地方裁判所
事 件 番 号	平成27年（行ウ）第16号
事 件 名	水俣病認定義務付等請求事件
判決年月日	令和4年3月30日
判 示 事 項	<p>昭和52年7月1日付け環保業第262号環境庁企画調整局環境整備保健部長通知「後天性水俣病の判断条件について」に記載された水俣病の判断条件に定める症候の組合せが認められない場合における水俣病の罹患の有無の判断に当たっては、現在における一般的な医学的知見を前提として、個々の患者の症候等についての医学的判断のみならず、患者の原因物質に対する曝露歴や生活歴、水俣病における曝露停止から発症までの潜伏期間に関する種々の疫学的な知見や調査の結果及び他疾患によるものである可能性等を十分に考慮した上で総合的に検討する必要があるところ、同居家族に公害健康被害の補償等に関する法律（平成26年法律第69号による改正前のもの）に基づく水俣病認定患者がいるなど胎児期及び乳幼児期に高濃度のメチル水銀曝露を受けたと認められる者も含め、水俣病の罹患を疑わせる主要症候の一つである感覚障害について、曝露終了時期から医学的な裏付けのある症状が発現するまでに20年以上が経過しており、現在における一般的な医学的知見に基づく曝露から発症までの一般的な理解と大きく齟齬することのほか、比較的短期間に消失と出現を含む相当程度の所見の変動が認められること、他疾患によるものである合理的な疑いが残ることなどの判示の事実関係の下においては、水俣病に罹患しているとは認められないとされた事例</p>
判 決 要 旨	〈略〉
事案の概要	<p>本件は、昭和28年2月から昭和35年1月までの間に出生し、公害健康被害の補償等に関する法律（平成26年法律第69号による改正前のもの。以下「公健法」という。）上の第二種地域に当たる水俣湾周辺を含む不知火海沿岸地域に居住し又はかつて居住していた原告らが、水俣病（メチル水銀曝露の終了後、相当の長期間経過後に症候が発現する遅発性水俣病を含む。）に罹患したと主張して、熊本県知事及び鹿児島県知事に対して公健法4条2項に基づき水俣病認定申請をした（以下、これらの申請をまとめて「本件各申請」という。）ところ、各県知事が本件各申請をいずれも棄却する処分（以下、これらの棄却処分をまとめて「本件各処分」という。）をしたことから、被告らに対し、本件各処分の取消しを求めるとともに、原告らが水俣</p>

病である旨の認定をすることの義務付けを求めた事案である。

なお、本件の原告らが、国及び熊本県に対し、規制権限不行使の違法があるとして国家賠償法1条1項に基づく損害賠償を求めた訴訟は、請求棄却の判決が確定している（福岡高裁令和2年3月13日判決が、令和4年3月8日付け上告棄却及び上告不受理決定により確定）ので、参考にされたい。

訟務月報

68巻10号